



\*\*\*\*\*

### 今月のテーマ **令和7年分の年末調整における注意点**

令和7年分の年末調整では、基礎控除や給与所得控除の見直し、扶養親族等の所得要件の改正、そして特定親族特別控除の新設といった税制改正が適用されるため、例年以上に注意が必要です。今回は令和7年分の年末調整における注意点についてご紹介いたします。

#### 1. 給与所得控除額の引き上げ

##### (1) 内容

給与所得控除とは、会社員など給与で収入を得ている人が、仕事に必要な経費を概算で差し引く制度です。2025年の税制改正では、物価上昇や実質賃金とのバランスを踏まえ、給与所得控除額の見直しが行われ、最低額が55万円から65万円に引き上げられています。

##### (2) 年末調整におけるポイント

[給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書](#) (以下、基礎控除等申告書といいます) の基礎控除申告書部分にある「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」について、給与の収入金額が190万円以下の者について所得金額の計算方法が変更されています。

また納税者本人に配偶者がいる場合、配偶者控除および配偶者特別控除の金額を算定する根拠となる配偶者の合計所得金額の計算方法も上記(1)のように変更されています。

#### 2. 基礎控除額の引き上げ

##### (1) 内容

令和7年分と8年分では、納税者本人の[合計所得金額](#)に応じて基礎控除額が最大95万円(改正前は48万円)に引き上げられます。これにより、給与収入が160万円以下であれば所得税は非課税となり、いわゆる年収103万円の壁が年収160万円の壁に変わります。

所得金額	基礎控除額	所得金額	基礎控除額
132万円以下	95万円	655万円超 2, 350万円以下	58万円
132万円超 336万円以下	88万円	2, 350万円超 2, 400万円以下	48万円
336万円超 489万円以下	68万円	2, 400万円超 2, 450万円以下	32万円
489万円超 655万円以下	63万円	2, 450万円超 2, 500万円以下	16万円

##### (2) 年末調整におけるポイント

基礎控除等申告書の基礎控除申告書部分にある「控除額の計算」について、上記1(1)の内容を踏まえて合計所得金額がどの範囲に当てはまり、基礎控除額がいくらになるのか正しく判断する必要があります。

#### 3. 扶養親族等の所得要件

##### (1) 内容

扶養控除の対象となる扶養親族などの所得要件が、従来の合計所得金額48万円以下(給与収入103万円以下)から合計所得金額58万円以下(給与収入123万円以下)に緩和されます。これは上記1のとおり給与所得控除額の最低額10万円引き上げられたことによります。

##### (2) 年末調整におけるポイント

子供がアルバイトをしている場合には、その勤務先から発行される源泉徴収票を入手して上記(1)の所得要件を満たしているか納税者本人に確認してもらうことが重要です。所得要件を満たしていないにもかかわらず、扶養親族控除を適用して年末調整を行ってしまうと、後日、税務署から扶養是正の連絡を受けて所得計算をやり直す必要があります。

#### 4. 特定親族特別控除の新設

特定親族(所得者と[生計を一にする](#)年齢19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人)を対象に、特定親族特別控除が新設されます。この控除額は特定親族の合計所得金額に応じて段階的に適用されます。制度の詳細は [TaxNews078](#) をご参照ください。年末調整におけるポイントは上記3(2)と同様です。